

「緊急時の受入れ・対応」機能に係る緊急時支援について（ご案内）

伊勢崎市の緊急時の受入れ・対応機能とは、緊急時に支援が見込めない世帯において、介護者の急病などやむを得ない理由により発生する緊急事態に対応するため、障害者基幹相談支援センターが事前に対象者の情報を把握・登録し、緊急時にその登録情報に基づいて短期入所等の障害福祉サービス事業所と連携し、迅速・適切にサービスの提供をする体制のことであります。

1 登録について

(1) 対象となる人

次の（ア）から（オ）のいずれかに該当している人、かつ、市内に住民登録があり、主たる介護者と共に市内に現に居住している18歳以上65歳未満の人で、市長が必要と認めた人です。

（ア）：身体障害者手帳を所持している人

（イ）：療育手帳を所持している人

（ウ）：精神障害者保健福祉手帳を所持している人

（エ）：障害者総合支援法対象疾病（難病）を抱えている人

（オ）：前各項目に該当はしないが、心身の機能に障害があり、主たる介護者不在の緊急時に日常生活において相当な制限を受けるとされる人

(2) 登録方法

【窓口】伊勢崎市障害者基幹相談支援センター（☎0270-75-5771）

① 上記窓口で電話または直接ご相談ください。

※ 直接ご相談される場合は、事前にご連絡いただき日程調整のうえ来所いただくとスムーズに対応できます。

② 相談内容を聴き取りのうえ、対象条件及び緊急時支援の必要性の有無を確認させていただきます。

③ ②を満たしており、緊急時支援を希望する場合、所定の届出書をご提出ください。

※ 届出が出来る人は、原則本人または同居の介護者です

④ 届出提出後、登録者証が発行され登録完了となります。

※ 地域生活支援拠点等は、障害がある人の高齢化、障害の重度化、親なき後といった問題に備えるための取り組みです。そのため、近い将来に緊急事態の発生が見込まれる場合や、この緊急時支援よりも障害福祉サービスによる支援が適切だと考えられる場合には、障害福祉サービス等の利用についてご案内する場合がございます。

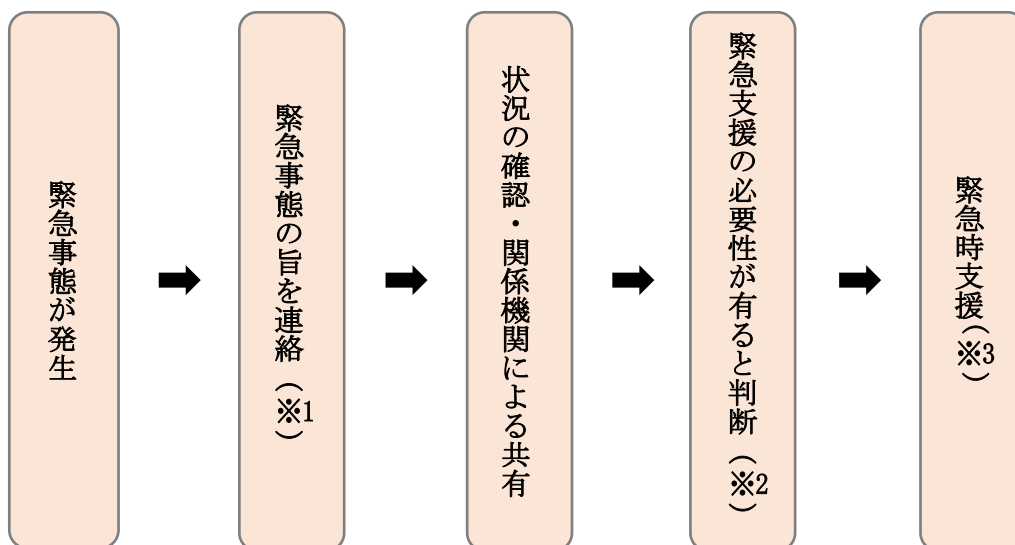
※ 障害福祉サービスを利用している方でも対象条件を満たしていれば登録可能です。

(3) 登録内容の変更

届出済の登録内容に変更が生じたときは、【窓口】に登録証を添えて変更内容を届け出てください。

2 緊急時支援の利用について

(1) 緊急時支援の流れ



※1 連絡先：障害者基幹相談支援センター ☎0270-75-5771

休日夜間に緊急事態が発生した場合でも、同様の電話番号で対応いたしますが、相談受付窓口は市が委託する社会福祉法人となります。

※2 状況確認及び共有後、緊急時支援の必要性について判断いたします。その結果、必要性が認められなかった場合には、別の解決手段を検討し、ご相談いたします。

※3 緊急時支援の具体的な内容は、短期入所及び居宅介護を想定しています。
短期入所…短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
居宅介護…自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 費用負担について

緊急時支援の流れに沿って、障害福祉サービスを利用した場合でも、一定の負担が発生する場合があります。詳しくは、登録相談時にご確認ください。

(3) 緊急時支援の具体例

これから示す具体例は、既に緊急時支援の登録を行っているものと仮定します。

【例1】知的に障害があるAさん30歳の例

Aさんは65歳のお母さんと二人で暮らしており、Aさんの生活の面倒はお母さんが全て見ています。そのお母さんが急きょ入院することとなり、Aさんは一人で自宅に残され、生活を継続することが難しい状況となりました。

→お母さんの状況も把握をしつつ、緊急時支援として短期入所に繋がります。

【例2】精神的な病気があるBさん45歳の例

Bさんは、精神的な病気を抱える48歳の兄と協力しながら二人で暮らしています。その兄が病状の悪化で急きょ入院することとなってしまう、突然一人になってしまいました。Bさんは精神的な病気を抱え、他者との関わりが苦手なため、短期入所など自宅以外での生活は困難です。

→自宅での生活が継続できるよう、緊急時支援として居宅介護の調整を行います。